希望業種を変更する場合の提出書類について

(食料品)

本市へ登録している希望業種を変更したい場合は、次の書類を更新申請と同時に提出してください。(「希望業種変更調書」の提出が必要な変更は、希望業種(業種細区分(小分類))を変更する場合です。)

No.	提出書類	対 象	摘
I	希望業種変更調書 (食料品) (原本又は写し)	全業者	・指定様式「希望業種変更調書(食料品)」に必要事項を記入。 ※変更を希望する業種だけでなく、変更後に希望するすべての業種について記入してください。
П	登録証明 (登録証明書, 営業許可証明書等) (写し)	該当者のみ	・登録を希望する業種に必要な食品衛生法に基づく営業許可又は 営業届出したことがわかる書類。 ※申請月の月末までに許可が切れる場合は希望できません。 なお、許可の更新中の場合は更新手続き中であることがわかる書類を提出 してください。 ※商号・代表者の変更、一部業種の廃業等により、許可証明書等の当該箇所が現状と 異なっている場合は、変更の事実を確認できる書類(行政庁の受理印のある変更届 など)の写しか、管轄の省庁等で最新の内容の証明等を取得したものの写しを 提出してください。 (岡山市への変更届が未提出の場合は至急提出してください。)

- ※ 登録している希望業種は、岡山市ホームページの有資格者名簿で確認できます。
- ※ 書類の不備,不足等がある場合は不受理となり,希望業種変更の結果に反映されません。
- ※ この希望業種変更調書における**希望業種変更の適用は、申請月の翌月から**です。更新期限月に更新した場合は、登載期間更新の適用日と異なります。岡山市ホームページに掲載の有資格者名簿で審査結果を確認する際はご注意ください。
- ※ この希望業種変更調書の対象は、希望業種(業種細区分(小分類))の変更ですが、変更届等の対象(業種細区分の削除等)について記載があるときは、希望業種変更調書を変更届等の代替書類として取扱います。
 - この場合における変更届等の対象の適用日は、希望業種変更と同時(申請月の翌月から)になります。
 - ただし、希望業種で必要とする許可の喪失による場合は、変更届のみの受付となります。 更新申請後、変更が生じたときは遅滞なく 「岡山市入札参加資格審査申請変更届」を提出してください。

岡山市競争入札参加資格審査

希望業種変更調書(食料品)

下記のとおり希望業種の変更を希望します。

本社商号又は名称			

- ※ 本調書の単独での受付は行いません。更新申請と同時に提出してください。
- ※ 変更を希望する業種だけでなく、変更後に希望するすべての業種について記入してください。
- ※ この希望業種変更調書の対象は、本市へ登録していない業種細区分の追加ですが、変更届等の対象(業種細区分の削除等)について記載があるときは、 希望業種変更調書を変更届等の代替書類として取扱います。

【希望業種】希望するものを変更分を含めてすべて記入してください。

取引を希望する欄に「〇」を記入してください。

業種(大分類)	業種細区分(小	希望	
	*		
	食肉	販売のみ	
	及内	製造・販売	
	 魚介	販売のみ	
	ボル	販売・製造	
	酒		
	青果		
	豆腐	販売のみ	
	立肉	製造·販売	
食料品	茶		
	パン	販売のみ	
		製造・販売	
		販売のみ	
	* I	製造・販売	
	牛乳	販売のみ	
	1 10	製造・販売	
	 仕出し・弁当	販売のみ	
		製造・販売	
	具体的内容等		